様式第29号(不在者投票事務処理簿の様式)(第35条関係)

不在者投票事務処理簿

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 投票区名 | 選挙人名簿抄本整理番号 | 氏名 | 性別 | 投票用紙及び封筒の請求 | 左の交付 | 交付の拒絶 | 手続 | 不在者投票の受理 | 投票管理者への送致月日 | 備考 |
| 請求月日 | 本人・代理人の別 | 直接・郵送の別 | 法第48条の2第1項の請求事由 | 令第50条第1項の申立区分 | 令第59条の4第1項による請求(郵便等投票) | 令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第50条による請求(在外選挙人の不在者投票) | 交付月日 | 直接・郵送の別 | 不在者投票証明書交付の有無 | 拒絶の有無 | 拒絶の理由 | 投票月日 | 管理者の区分 | 投票場所 | 立会人氏名 | 受理月日 | 直接・送致・郵便等送付の別 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

(記載上の注意事項)

法第48条の2第1項該当事由

　　1　職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。

　　2　用務(前号の総務省令で定めるものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在すること。

　　3　疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。

　　4　交通至難の島その他総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

　　5　その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

令第50条第1項の申立区分(令第50条第2項該当《名簿登録地選管での不在者投票該当》の場合は記載不要)

　　1　選挙人が所在・居住する地の市区町村の選挙管理委員会委員長

　　2　船舶

　　3　病院、老人ホーム、国立保養所、援護施設又は保護施設

　　4　刑事施設又は代用刑事施設

　　5　少年院又は婦人補導院

令第55条による不在者投票管理者の区分(令第55条第3項《名簿登録地における不在者投票》該当の場合は記載不要)

　　1　選挙人が所在・居住する地の市区町村の選挙管理委員会委員長

　　2　船長

　　3　病院院長、老人ホームの長、国立保養所長、援護施設又は保護施設の長

　　4　刑事施設の長、代用刑事施設の管理者

　　5　少年院の長又は婦人補導院の長

備考欄に記載すべき事項

　　　　点字投票

　　　　代理投票

　　　　投票用紙・投票用封筒の交付を拒絶

　　　　投票用紙・投票用封筒・不在者投票証明書の返還

　　　　令第50条第2項該当《名簿登録地選管に対する投票用紙等の請求》

　　　　令第51条第1項に規定する船員の請求《指定市町村選管に対する投票用紙等の請求》

　　　　令第59条の6に規定する指定船舶に乗船している船員の不在者投票《洋上投票》

　　　　令第59条の4第2項に規定する代理記載人による令第59条の4第1項の郵便等による不在者投票用紙等の請求

令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第50条第1項による請求(在外選挙人の不在者投票)による場合の注意事項

　　1　投票区名は、「指定在外選挙投票区」と記載し、選挙人名簿抄本整理番号は、在外選挙人名簿抄本による。

　　2　法第48条の2第1項該当事由欄は、法第49条の2第2項の規定により、読み替えて適用される法第48条の2第1項該当事由による。

　　3　令第50条第1項の申立区分欄及び令第55条による不在者投票管理者の区分欄については「1　選挙人が所在・居住する地の市区町村の選挙管理委員会委員長」であり、令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第50条第2項による請求の場合、当該各欄の記載は不要である。

　　4　「不在者投票証明書の交付の有無」欄については、適用がないため、記載する必要はない。

　　5　令第65条の17第2項の規定により、在外選挙における郵便等投票の投票用紙等を返還し、不在者投票の投票用紙等を請求した場合には、備考欄に「郵便等投票の投票用紙等を返還」と記載し、「在外投票に関する調書」にその者の氏名、人数を記載する。

　　6　令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第64条第2項の規定により、不在者投票の投票用紙等を返還した場合、備考欄に「投票用紙等を返還」と記載し、「在外選挙人の不在者投票に関する調書」に、氏名、人数を記載する。